

令和元年 8 月 22 日

関係各位

株式会社カンバスとの不正競争行為差止等請求事件の控訴審判決について  
－知的財産高等裁判所令和元年 8 月 21 日判決－

株式会社フェイス（代表取締役：根橋貴文、本社：東京都港区／以下、当社）は、株式会社カンバス（以下、カンバス）より提起されていた不正競争行為差止等請求訴訟の控訴審で逆転勝訴いたしました。

平成 30 年 11 月 29 日付で当社らに対し東京地方裁判所から言い渡された一審判決は、当社及び当社の外注先技術者が、当社製字幕制作ソフトウェア「Babel」を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をしてはならない等とするものでした。

当社らはこれを不服として、知的財産高等裁判所に控訴していました（なお、カンバスも一審判決の認容額がわずかであったことが不服であるとして控訴していました）。

知的財産高等裁判所（高部眞規子裁判長）は、昨日、一審判決中の当社らの敗訴部分を取り消すこと、一審原告たるカンバスの請求をいずれも棄却すること、カンバスの控訴を棄却すること、訴訟費用は第一、第二審ともカンバスの負担とすると言い渡しました。

今回の判決は、一審判決がカンバスの営業秘密だと判断した箇所は、変数定義部であり、その変数名も字幕制作ソフトで使用する一般的な内容を表す、ごく短い英単語に基づくものであることなどを理由に営業秘密ではないとし、さらに、鑑定された双方のソースコードの 99%以上が非類似であったことなども理由として、カンバスの主張を排斥し、上記のとおり判決しました。

カンバスは、先行訴訟（著作権訴訟）でも一審、二審で続けて敗訴し、上告したものの、最高裁判所で却下されました。しかし、先行訴訟が結審する前からカンバスは本件訴訟を起こし、結果として、映像字幕業界に多大な混乱が惹起されたことは、当社も、業界に連なる者として、非常に遺憾であります。

このように、当社らがこれまで主張してきたことが認められたことで、これまでご迷惑をお掛けしてきたユーザーの皆様にも、今後は「Babel」をご提供できる環境が整ってまいりました。ただし、我が国は三審制を採用しておりますので、カンバスが上告する可能性はございます。当社はその場合でも、これまで同様粛々と身の潔白を主張してまいります。

当社は今後も知的財産権の保全に尽くし、ステークホルダーの安全と発展に寄与すべく、不当な行為に対しては、毅然とした態度で対応してまいります。

以上

本件に対するお問い合わせ先  
株式会社フェイス 渉外統括室  
電話：03-6206-6207